○近畿地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七八九番一から同町江住字上ミ平見八九〇番一まで	前	八・七一～一四・八七メートル	〇〇・一三二キロメートル
	後	一二・三三～一六・九〇メートル	〇〇・一三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田辺市上の山一丁目五九九番二から同市上の山一丁目五八八番一まで	前	一七・〇九～二三・三四メートル	〇〇・〇四一キロメートル
	後	一七・〇九～二三・三四メートル	〇〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　田辺市上の山一丁目五九九番二から同市上の山一丁目五八八番一まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田辺市新庄町字成川五四五番六から同市新庄町字成川五四三番五まで	前	三三・八八～一〇四・八八メートル	〇〇・一五〇キロメートル
	後	二六・三二～九八・六八メートル	〇〇・一五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
橋本市橋本二丁目五八番二から同市東家五丁目二二九番七まで	前	八・三五～三八・五〇メートル	〇〇・三一五キロメートル
	後	八・三五～三八・五〇メートル	〇〇・三一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　橋本市橋本二丁目五八番二から同市東家五丁目二二九番七まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道幌泉郡えりも町字目黒一八〇番三から同町字目黒一九三番三まで	前	二二・〇五～五六・二〇メートル	〇〇・〇六八キロメートル
	後	二二・〇五～五六・二〇メートル	〇〇・〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十六号　北海道幌泉郡えりも町字目黒一八〇番三から同町字目黒一九四番二まで　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年六月二十四日